

「後期高齢者医療の在り方に関する基本的考え方」(案)について

NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長 辻本 好子

3月29日開催の社会保障審議会特別部会に出席できません。事前にいただいた案文を拝読し、文書にて意見を申し述べたいと思います。

2 基本的な視点

・後期高齢者の生活の中での医療 について

文中に、後期高齢者の医療は「生活の中で提供されることが重要である」と記載されています。しかし、このように「生活の中」の提供に限定されてしまうことには疑問を覚えます。生活の中を超えたレベルで医療を受けたいと願う高齢者がいて当然で、そのような高齢者の選択も可能な表現が必要ではないでしょうか。

・後期高齢者の尊厳に配慮した医療 について

最後に「過度に医療に依存しないこととする必要がある」とありますが、国が高齢者の気持ちを押しさえ込んでしまうことには危険を感じます。

・後期高齢者及びその家族が安心・納得できる医療 について

「信頼感のある医療が求められる」とありますが、COMLに届く患者・家族の電話相談の声に耳を傾けていると、いま最も崩れてしまっているのが国民・患者の医療に対する「信頼感」ではないかと思えます。後期高齢者医療の在り方を考えるにあたり、国民の医療への「不信・不安」を「安心・納得」に再構築するチャンスととらえることが必要です。

3 後期高齢者医療における課題 について

後期高齢者は複数の医療機関を受診する機会が多く、検査・投薬の重複についてなど、「過剰・頻回受診を是正する必要がある」とされています。たしかに、受診の必要性が低いにもかかわらず頻回に受診し、医療機関の待合室がサロン化する現状はいまでもあると思います。

しかし、一方的に「是正する必要がある」と強制力を持った制限にしてしまうことは危険で、高齢者の納得をないがしろにした表現とも受け止められます。制限する以前に、医療の限界や不確実性を高齢者自身が学ぶ機会が必要で、医療によって改善を期待できることはどのようなことなのかを冷静に取捨選択できるようにしなければならないと考えます。

後期高齢者ばかりかその家族も含め、いまだ国民全体が医療の限界や不確実性を少しでも理解できれば、自ずと医療に期待する内容も変化していきます。人は納得したうえであれば、忍耐や我慢、前向きな努力も可能になるものだと思います。

4 後期高齢者にふさわしい医療の体系 について

3 ページの最後から 4 ページにかけて、さらにこの項の文末にも「後期高齢者を総合的に診る医師が必要である」とされています。しかし現実には、総合的に診てくれる能力を持った医師が全国各地に“当たり前”にいる状況ではありませんし、それは簡単なことではありません。医療の質を担保し、人数を確保するための早急な養成や研修などを強く望みたいと思います。

最後に、高齢者に医療を「与える」「施す」のではなく、高齢者自身を「支える」視点を後期高齢者の医療保険制度のなかに大切に組み込んでいただきたいと思います。

以上

2007年3月29日